

目 次

議会日誌	1
行政視察報告	5
議会運営委員会	
環境建設委員会	
議長会の動き	17
東京都市議会議長会	
関東市議会議長会	
全国市議会議長会	
各種協議会等の動き	20
関東地区競艇主催地議会協議会	
全国競艇主催地議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
東京都三多摩地区消防運営協議会	
青梅市議会新着図書目録	24
要綱・要領等の制定、改廃の状況	25
制定された要綱・要領	26
青梅市庁舎内食堂事業者選定委員会設置要綱	以下 6 件

議 会 日 誌

<11月>

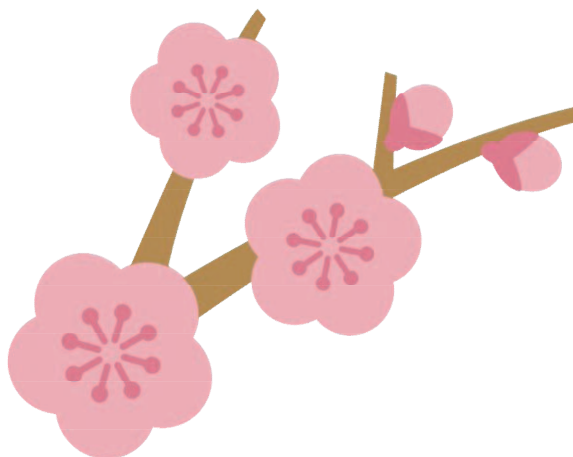
- 1日(木) 午前10:00 関東市議会議長会事務局職員研修会 [全国都市会館一梶主任、窪田主事]
- 3日(土) ~ 4日(日) 青梅産業観光まつり
- 5日(月) ~ 6日(火) 議会運営委員会行政視察 [大阪府羽曳野市、京都府綾部市]
- 6日(火) 午後 2:00 東京都市議会事務局長連絡会議 [多摩市役所一局長]
- 11日(日) 午後 2:00 自治体消防団発足70周年記念式典
- 12日(月) 午前10:00 青梅・羽村地区工業用水道企業団議会定例会 [羽村市水道事務所一田中・榎澤・鴨居議員]
- 午前10:30 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会 [東京自治会館一山田議員、青柳主任]
- 14日(水) 午前11:00 関東地区競艇主催地議会協議会事務局長会議 [議会棟第3委員会室一局長、次長、庶務係長]
- 15日(木) 午前11:00 全国競艇主催地議会協議会正副会長会議・役員会・臨時総会 [ホテルニューオータニー小山議長、野島副議長、鴨居総務企画委員長、局長]
- 午後 6:30 西多摩地域広域行政圏体育大会総合開会式兼前夜祭 [瑞穂ビューパークー小山議長]
- 16日(金) 午後 2:00 東京都市監査委員会研修会 [府中市市民活動センター一久保監査委員]
- 17日(土) ~ 18日(日) 青梅宿アートフェスティバル2018
- 20日(火) 午後 1:30 西多摩衛生組合議会定例会・議員全員協議会 [西多摩衛生組合一工藤・山崎・山内議員]
- 午後 3:30 東京都市議会議長会定例総会 [東京自治会館一小山議長、局長]
- 20日(火) ~ 21日(水) 環境建設委員会行政視察 [広島県広島市、呉市]
- 21日(水) ~ 24日(土) 青梅クリスマスマーケット2018
- 22日(木) 午後 1:30 総務企画委員会
- 午後 3:00 議会運営委員会
- 29日(木) 午後 1:30 例月出納検査 [市役所会議室一久保監査委員]
- 30日(金) 午前10:00 定例記者会見 [市役所会議室一小山議長、野島副議長、局長]

<12月>

2日(日)		第80回記念奥多摩溪谷駅伝競走大会
3日(月)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	平成30年定例会12月定例議会 本会議 [議案審議、陳情審議、一般質問]
4日(火)	午前10:00	本会議 [一般質問]
5日(水)	午前10:00	本会議 [一般質問]
10日(月)	午前 9:30	環境建設委員会
	午前10:00	総務企画委員会
	午前10:00	福祉文教委員会
11日(火)	午前10:00	総務企画委員会
	午前10:00	福祉文教委員会
12日(水)	午前10:00	予算決算委員会
	午前10:50	全員協議会 [<市長提出事項>… 1.平成31年度組織改正について、2.青梅市を当事者とした訴訟事件の概況について、3.昭島市の西多摩衛生組合への加入について、4.青梅市みどりと水のふれあい事業推進協会の今後について、5.青梅市文化交流センターネーミングライツ・パートナーについて、6.放置車両所有者に対する土地明け渡し等の訴えの提起について <議長提出事項>…西多摩地域広域行政圏協議会審議会委員の選出について]
	午後 1:15	総合病院建替特別委員会
	午後 1:15	東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会
17日(月)	午前10:00	いじめ問題対策研修
18日(火)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議 [委員会議案審査報告、委員会陳情審査報告、議案審議]
	午後 3:43	福祉文教委員会
20日(木)	午後 3:30	東京都三多摩地区消防運営協議会要請行動 [東京都庁第一庁舎6階副知事応接室一小山議長、局長]
21日(金)	午後 3:00	青森県黒石市議会議員視察 [市役所一カフェだんだんについて]

- 26日（水） 午前 9:30 青梅市都市計画審議会〔議会棟大会議室—みねざき・藤野・ひだ・片谷・湖城・島崎・天沼議員〕
- 27日（木） 午後 1:30 定期監査講評・例月出納検査〔市役所会議室—久保監査委員〕
- < 1月 >
- 4日（金） 午前 9:00 事務始め式
- 9日（水） 午後 2:00 東京都市議会事務局職員一般研修会〔東京自治会館—庶務係長、主査〕
- 10日（木）～11日（金） 全国競艇主催地議会協議会正副会長会議・現地視察〔長崎インターナショナルホテル、ボートレース大村—小山議長、局長〕
- 13日（日） 午前10:00 青梅市消防団出初式
- 14日（月） 午前10:30 青梅市成人式
- 16日（水） 午後 3:00 西多摩地区議長会賀詞交歓会〔幸楽園—小山議長、野島副議長、局長〕
- 18日（金） 午後 2:00 東京都市監査委員会研修会〔狛江市エコルマホール—久保監査委員〕
- 午後 4:00 東京都市議会事務局長連絡会議〔稲城市役所—局長〕
- 20日（日） 午前10:00 青梅市防災講演会
- 21日（月） 午前10:30 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会〔東京自治会館—山田議員、青柳主任〕
- 22日（火） 午後 2:00 東京都三多摩地区消防運営協議会役員会・二部会〔東京自治会館—小山議長、局長〕
- 23日（水）～24日（木） 全国市議会事務局職員研修会〔大田区産業プラザ大展示ホール—議事係長、梶主任〕
- 24日（木） 午後 1:30 東京都市議会議会報研究会〔武蔵野市役所—調査係長、窪田主事〕
- 24日（木）～25日（金） 東京都十一市競輪事業組合議会行政視察〔サテライト水戸、取手競輪場—結城・野島議員〕
- 25日（金） 午前10:00 東京都市議会議会運営研究会〔府中市役所—議事係長〕
- 午後 1:15 東京都市公平委員会関係団体協議会〔東京自治会館—小山議長、局長〕
- 28日（月） 午後 1:30 山口県周南市議会議員視察〔ボートレース多摩川—競艇場の経営について〕

- 午後 1:30 定期監査講評・例月出納検査 [市役所会議室—久保監査委員]
- 午後 2:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第2委員会 [東京自治
会館—迫田議員、窪田主事]
- 28日(月)～29日(火) 関東地区競艇主催地議会協議会役員会・研修視察 [ボートレ
ース下関、ボートレース芦屋—小山議長、局長、次長、庶
務係長]
- 30日(水) 午後2:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第1委員会 [東京自治
会館—阿部議員、主査]



行政視察報告

議会運営委員会

議会運営委員会では、市民に開かれた議会を推進することを目的に「議会改革の取り組みについて」を所管事務調査事項とし、改革の中でも次の3点を中心に調査、研究を進めてきた。

- 1 政務活動費制度改革について
- 2 市議会だよりについて
- 3 議員定数等について

調査、研究を進める上で先進地への視察が必要であると考え、政務活動費の後払い方式の導入や議員自ら市議会報を編集するなどの議会改革を進めてきた大阪府羽曳野市議会および京都府綾部市議会を視察することとした。

なお、本視察については議会運営に大きくかかわることから、正副議長にも同行願った。

視察地 大阪府羽曳野市、京都府綾部市

視察期日 平成30年11月5日（月）～6日（火）

視察事項 議会改革の取り組みについて

参加者 (委員長) 山崎 勝 (副委員長) 鴻井 伸二
(委員) 藤野ひろえ、片谷 洋夫、鴨居 孝泰、
久保 富弘、山本 佳昭、結城 守夫
(議長) 小山 進 (副議長) 野島 資雄
(随行…増田次長)

【羽曳野市】

I 政務活動費制度改革について

羽曳野市議会の政務活動費改革のこれまでの主な取り組みは、まず、平成20年4月から交付額を月額10万円から8万円に減額するとともに、1円以上のすべての領収書原本の添付を義務付けた。平成20年11月には使途基準を定めた手引きを作成。平成27年8月には領収書等を含め収支報告書類を議会事務局内での閲覧公開を開始。平成27年10月から交付額を月額8万円から6万円に減額。平成27年12月から収支報告書のウェブ公開を開始。平成29年4月から経費の範囲を縮減するとともに、完全後払い精算方式を導入、領収書等のウェブ公開を開始した。

平成29年4月の見直しの経緯であるが、平成26年、平成28年に他県の複数の議会

で相次いで政務活動費の不正が発覚し、報道され、社会的に関心が高まった。このようなことから羽曳野市議会で政務活動費の不正が行われたことはなかったが、議会の中から政務活動費のあり方について見直しをすべきとの意見が出て、平成28年11月の幹事長会議で「政務活動費の見直し」について議会改革特別委員会に諮問することが決定された。

議長からは、必要性、交付額、交付方法（後払い等）、交付対象（会派のあり方）、手引きの改正（使途基準、按分率、上限額の設定等）、収支報告書および会計帳簿等の処理方法の6項目が議会改革特別委員会に諮問され、委員会を5回開催し、熱心に協議した。協議の結果、平成29年2月28日付けで議会改革特別委員会委員長から議長に対して答申がなされた。この答申を受け、平成29年3月28日の3月定例会最終日に議員提出議案として「羽曳野市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について」が上程、原案可決され、平成29年4月1日に施行されることになった。

完全後払い精算方式導入後は、会派または議員は3ヶ月ごとに実績報告を提出し交付額確定通知を受けた後、交付請求をして政務活動費の交付を受けることになった。

また、政務活動費の手引きについては、各地の裁判例などを参考に経費の範囲を縮減し、実費で認めていた交通費やホームページ作成費、消耗品費等に按分率を設け、按分率で認めていた電話代やガソリン代、人件費等は認めないこととした。

これらの見直しにより政務活動費の使途の透明性を確保するとともに、経費の範囲の縮減により政務活動費の執行率が大幅に下がる結果となった。政務活動費の執行率は平成26年度73.12%、平成27年度54.95%、平成28年度48.55%であったものが、完全後払い精算方式導入後の平成29年度は27.19%となり、今年度はさらに執行率が下がる見込みであるとのこと。この要因としては、経費の範囲の縮減および議員18人中、8人の議員が政務活動費を請求しないことによるものと考えているとのことであった。

完全後払い精算方式の導入および経費の範囲の縮減により不正防止が図られる反面、先進自治体への視察を行う場合にも議員自身が旅費等を立て替える必要があり負担が大きいこと、議員の政策立案や政策提言の能力を向上させるために地方自治法で認められている制度であるにもかかわらず執行率が低いといったデメリットが生じているとのことであった。

今後の課題は執行率が低いため交付額等を見直すこと、また、改正後1年半経過したため政務活動費の手引きの見直しが必要と考えているとのことであった。

II 市議会だよりについて

以前は市議会だよりを一冊の冊子として発行していたが、議会改革の中で経費削

減を図るため現在は市の広報の後半部分のページを市議会報としている。

編集については、市議会だより編集委員会と議会事務局で分担して編集や校正を行っている。一般質問の原稿については、一般質問をした議員に校正前の議員の一般質問箇所の会議録を各会派室のパソコンで閲覧できるイントラネット上の共有フォルダに依頼文、作成のルールを記載した書類とともに貼り付け、一般質問をした議員自身が原稿を作成して定例会の前日または前々日に提出している。原稿の文字数は1,258文字以内とし、字体や表現などの取り決めがある。定例会最終日の本会議終了後には7人の委員で構成された市議会だより編集委員会を開催し、まず委員と議会事務局の役割分担を決め、原稿の校正等を行う。分担して出来上がった原稿からデータを市の広報担当との共有フォルダに貼り付け、そのデータを広報担当者が印刷業者に送付している。その後、1回、2回の校正作業を経て完成している。

紙面の関係から一般質問の内容を1,258文字以内にまとめる必要があることから、一般質問の原稿を作成する議員は苦勞しているとのことであった。



説明を受ける正副議長及び議会運営委員会委員
(羽曳野市議会にて)

【綾部市】

I 政務活動費制度改革について

綾部市議会では以前から政務活動費の見直し等を行ってきたが、平成29年4月から後払い方式を導入した。導入の経緯としては、政務活動費は年額20万円と額が少なく不正をした議員がいたわけではないが、他県の複数の議会で政務活動費の不正が報道され市民の関心が高まり、議会運営委員会で検討して導入することになった。

また、導入に当たり年額20万円であった政務活動費を月割りにできるように年額18万円に減額した。交付方法は半年ごとの2回交付とし、会派支給のため会派代表者は半年ごとに実績報告書や領収書原本等を提出し、交付決定を受けて政務活動費の交付を受けることになる。視察する場合は事前に行先や目的、概算額を記載した書類を議長に提出して了解を得て視察を行い、視察後は調査報告書を議長に提出する

ことになっている。情報開示については、収支報告書や領収書等は市の情報公開コーナーで閲覧できるとともに市議会ホームページにも掲載している。また、年1回市議会だよりにも各会派の収支報告を掲載している。

後払い方式導入後の効果であるが、平成29年度に導入したので数年経過を見ないと判断できない。後払い方式を導入したから執行率が上がったり下がったりするとは考えていないとのことであり、平成29年度の執行率も約88%であった。



説明を受ける正副議長及び議会運営委員会委員
(綾部市議会にて)

II 市議会だよりについて

副議長を委員長とする委員8人の広報広聴委員会を設置し、年4回発行している。委員が中心となって編集や原稿の校正を行っており、市議会だよりに掲載する写真についても委員自身が撮影を行うなど、手作り感のある市議会だよりとなっているとのこと。

III 議員定数等について

市政施行当時の議員定数は30人であったが昭和41年、昭和61年、平成10年と定数を削減し、平成18年から議員定数を18人にして現在に至っている。一昨年に自治会連合会からしばらく定数を見直していないと問題提起され、全国の人口が同じくらいの自治体の議員定数を調査したところ平均が18.17人であった。このため綾部市議会の議員定数18人とほぼ同数であったことから議員定数削減は行わなかった。しかしながら本年1月に実施された市長選挙に現職の市議会議員が議員辞職して出馬し、以降は17人の議員で議会運営を行ってきたことから削減しても影響がないのではないかの理由で「綾部市議会議員定数を1名以上削減することを求める陳情書」が自治会連合会や商工会議所幹部の連名で提出された。陳情審査に当たり市民の意見を聴取する目的で有権者1,000人に対して議員定数についてのアンケートを実施したが、議員定数の削減と現状維持が拮抗した結果となった。このため6月定例会の本会議で採決したところ、昨年も議会で定数について協議、調査して現状維持としたことや人口の少ない地区から代表が出せなくなるなど陳情に対する反対

意見があり、賛成7人、反対9人の賛成少数で陳情は不採択となった。ただし、今後も継続して議員定数について検討していく必要を感じているとのことであった。

IV 議会報告会について

議会報告会は議員5、6人で班編成し、旧村単位の12カ所で毎年5月に実施している。報告者は正副議長、正副議会運営委員長である。まず、当初予算概要について市議会だよりを用いて報告後、班の全議員が市民からの質問や要望を受けている。時間は通常平日19時半から1時間半程度、参加者が少ないため自治会を通して参加を呼び掛けてもらっている。このため昨年度からテーマを決めて開催している。

【視察を終えて】

今回の視察目的は議会改革であったため、羽曳野市議会では上叡議会改革特別委員長および外園議員に、綾部市議会では高橋議長、森副議長および荒木議会運営委員長から懇切丁寧なご説明をいただいた。

ここに改めて、今回の視察にご協力いただいた両市議会に感謝申し上げたい。

さて、政務活動費の後払い方式であるが、両議会とも他の議会での不祥事をきっかけに導入したが、執行率については相反する結果となっていた。一般に政務活動費を後払いすることで不正や使い切りを防ぐことができると言われているが、綾部市議会の説明のとおり従前より正しく使用していれば執行率に影響はないものとする。また、大きく執行率が低下した羽曳野市議会の場合は、経費の範囲を厳しく縮減したこと、半数近くの議員が政務活動費を請求しないことが要因ではないかと考える。この点は羽曳野市議会の抱える課題のとおり政務活動費の経費の範囲を縮減することで不正防止が図られる反面、厳し過ぎれば政務活動費の本来の目的やメリットを活用できないといったデメリットを生じる問題を理解することができた。

市議会だよりについては、両議会とも議員が積極的に編集にかかわっており、特に羽曳野市議会では一般質問をした議員自身が自分の一般質問の原稿を作成するため、市民に対して議員自身が一番伝えたいことが伝えられるのではないかと感じた。

議員定数については、綾部市議会の説明を受ける中で安易に定数を削減することで人口の少ない地域住民の声を市政に反映させる機会を減らす恐れがあるなどのデメリットがあることを知ることができた。

結びに、今回の視察により政務活動費の後払いや議員定数の削減等についてはメリットだけでなくデメリットも生じることを改めて理解した。このため青梅市議会としては今後も引き続き市民の負託に応えるため、政務活動費の後払い方式や市議会だよりの作成方法等について調査研究し、さらに議会改革に取り組むこととしたい。

(議会運営委員長 山崎 勝)

環境建設委員会

環境建設委員会では、大規模災害発生時における行政の役割を調査し、議会との連携の在り方を研究するため「大規模災害発生時における行政の役割について」を所管事務調査事項とし、調査を進めてきたが、今回は青梅市でも発生の可能性がある土砂災害に対する具体的な取り組み等を調査する必要があると判断し、先進自治体である広島県広島市を視察することとした。

なお、広島市は平成26年8月20日の豪雨災害により大きな被害を受け、現在もまちの復興と避難体制等の災害対策の確立に取り組んでいる。

視 察 地 広島県広島市、(広島県呉市〔天応地区現地視察〕)

視察期日 平成30年11月20日(火)～21日(水)

視察事項 大規模災害発生時における行政の役割について

(土砂災害による被害状況および復興状況、防災対策について)

参 加 者 (委員長) 榎澤 誠 (副委員長) 迫田 晃樹

(委 員) 田中 瑞穂、ひだ 紀子、大勢待 利明、

天沼 明、久保 富弘、鴻井 伸二

(随 行…白井調査係長)

広島市の概況

広島市は、広島県の西部に位置し広島湾に面しており、市域内の平地の大部分は太田川流域に形成された沖積平野となっている。この平野を取り囲む形で広範囲に山地が広がっている。地盤の多くは今から7,000万～9,000万年前の後期白亜紀に形成され表面が風化しやすい花崗岩(広島花崗岩)となっている。気候は温暖で降水量が少ない、いわゆる「瀬戸内気候区」に属し、平均気温は、年平均16.3℃と比較的温暖である。人口は約119万人で県域の1割の面積に4割を超える人口が集中している。

1 平成26年8月20日豪雨災害の概要

(1) 豪雨

8月19日夜から20日明け方にかけて、日本海に停滞する前線に暖かく湿った空気が流れ込んで、大気の状態が非常に不安定となり、大雨が降りやすい状況となっていた。広島市では、8月19日16時03分に大雨・洪水注意報、同日21時26分に大雨・洪水警報が発表されたが、その後23時33分に洪水警報が解除された。しかしながら、次々と発生した積乱雲が一系列に並び、集中的に雨が降る「バックビルディング現象」によるものと推測される局所的な豪雨が20日未明から続き、安佐

北区においては、1時間最大121mm、24時間累積最大287mmという観測史上最大の集中豪雨が発生した。また、安佐南区においても、1時間最大87mm、24時間累積最大247mmという集中豪雨が観測された。8月20日1時から4時までの3時間の累積雨量が200mmを超えた地域もあり、土石流や急傾斜地崩壊の発生しやすい地形的・地質的特性と相まって多数の災害が発生した。

(2) 被災状況

この集中豪雨に伴う土石流や急傾斜地崩壊などにより、安佐南区および安佐北区において発生した主な被害の状況は次のとおり。

ア 人的被害

集中豪雨による死者は74人、負傷者は68人で、平成11年6.29豪雨災害の死傷者（死者20人、負傷者45人）を大きく上回る人的被害となった。

イ 物的被害

建物被害は、全壊179棟、半壊217棟を含む合計4,749棟であり、平成11年6.29豪雨災害の776棟を大きく上回るものだった。また、道路・橋梁、河川堤防など公共土木施設の被害も1,079件に上った。その他、電気、水道、交通機関などのライフラインについても大きな被害が発生した。

(3) 避難勧告等の状況

この集中豪雨により、安佐南区災害対策本部および安佐北区災害対策本部から発令された避難勧告は、最大で68,813世帯、164,108人が対象になった。避難所へ避難された方の数は、最大で904世帯、2,354人に上った。

2 豪雨災害で浮かび上がった防災上の主な課題

- (1) 区役所の情報収集・判断体制の早期立ち上げ
- (2) 情報収集・分析の時間間隔の短縮
- (3) 危険度判断基準の明確化
- (4) 避難情報の住民への周知と伝達
- (5) 避難勧告に合わせた避難所の開設

3 防災上の主な課題に対する対応（防災対策）

(1) 危機管理室の新設と災害応急組織体制の強化

市全体の組織を挙げた危機管理体制の構築を図るため、消防局にあった危機管理部門を市長事務部局に移管し、危機管理に係る全庁的な指導・調整機能を強化した。また、危機管理室が所掌する事務を各局と円滑に調整しつつ、より強力に進めるため、危機管理担当部長を配置することとした。

また、平成26年のような急激な気象変化に対応するため、災害警戒本部体制と災害対策本部体制の前段階に、大雨注意報発表時の注意体制と大雨警報発表時の警戒態勢を新設した。また、既存の体制についても一部変更し強化した。

(2) 防災情報共有システムの構築

ア システム概要

被害情報等の収集・共有機能、雨量等各種防災情報の収集・共有機能、避難勧告等の支援機能、市民への情報提供機能など。

イ 整備スケジュール

平成27年度 システムの実施設計、システムの構築

平成28年度 システムの構築、他システムとの連携

平成29年度 運用開始

(3) 土砂災害危険度情報のメッシュ情報活用

急激に気象が変化した場合は、観測雨量だけで判断するのは困難であることから観測雨量に予測雨量を加味したメッシュ情報を活用することとした。

平成26年8月20日2時30分の情報では、広範囲に危険度が表示されているが、実際には被災地域以外には大きな被害は起きなかった。ただし、危険な状態に変わらないことから、今後もこの情報を活用して避難勧告等を発令することとした。また、広島県下では県とNHKが協力して平成26年12月からデータ放送でこのメッシュ情報を配信している。

(4) 危険度の段階に応じた避難情報の提供

これまで3区分であった避難情報を、平成27年度から注意喚起を追加し4区分とした。危険度に応じて注意喚起、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）となる。注意喚起は、大雨警報発表時に全市域に発信し、雨の降り方や周囲の状況に注意して、危険を感じたら自主避難。避難準備・高齢者等避難開始は、土砂災害警戒情報発表前にメッシュ情報表示（2時間後または1時間後に基準値を超過）または土砂災害警戒情報発表後にメッシュ情報表示（大雨警報基準超過以上）された場合、該当する区域に発信し、いつでも避難できるように準備。高齢者等避難に時間がかかる方については避難を開始。避難勧告は、土砂災害警戒情報発表かつメッシュ情報で危険度表示（1時間後または実況で基準値を超過）された場合に該当する区域に発信。避難指示（緊急）は、大雨特別警報または記録的短時間大雨情報が発表された場合に発信し、ただちに避難を開始、困難な場合は付近の堅固な建物へ移動するか建物内の安全な場所に退避するなど身を守る行動をとる。

(5) 避難情報の発信と避難所の段階的開設

発信媒体については、注意喚起の際には防災情報メール、防災行政無線、ホームページ、SNS（ツイッター、フェイスブック）、防災ポータルを使用し、避難準備・高齢者等避難開始の際には、それらに加えアラート（災害情報共有システム）でマスコミ等へ情報提供を行い、さまざまなメディアにより発信してもらう。避難勧告の際にはさらに緊急速報メールとサイレンを使用する。

それぞれの避難情報を発信した際の避難所の開設については、注意喚起の段階では、あらかじめ決めておいた知人宅や自主防災会の判断による一時的な避難場所の自主的な開設で対応し、避難準備・高齢者等避難開始の段階では、該当する学区に原則1カ所の公的避難所を開設する。避難勧告発令時には順次、必要な避難所を開設することとした。これまでは、公的な避難所の開設は避難勧告発令時に設営していたが、避難準備の段階で開設するように変更した。

最後に、災害時に被害を最小化するには、住民と行政が一体となった取り組みが不可欠であること、行政（公助）は防災情報を適切な時期に災害の危険度に応じて発信、地域（共助）は情報伝達・避難の際に住民同士の助け合い、個人（自助）は居住地域の危険性や災害時の避難方法を理解して必要な行動をおこすなど、それぞれの役割に応じて有効に機能させることが重要であるとの話があった。



広島市危機管理室の職員から説明を受ける委員

4 主な質疑

Q. 避難時要支援者の把握、個人情報はどうのように管理され、自治会や消防団と連携し共有されているか。

A. 広島市においては、避難行動要支援者名簿は福祉情報システム等を活用して整備している。その情報に基づき、避難支援を希望し個人情報の外部提供にかかる同意を得られた方については、平常時から自主防災組織、町内会、地区社協、民

生児童委員、消防団等の避難支援等関係者へ利用情報を提供している。こうした避難支援等関係者の協力のもと、各地域の実情に合わせた避難支援の取り組みを行っている。また、個人情報の外部提供に同意された方のみ掲載した同意者リストの管理については、提供時に避難支援等関係者に対し、個人情報の守秘義務など取り扱いを説明し適正管理を行うよう要請している。対象者は平成30年4月1日現在、約32,000人、その内、個人情報の外部提供にかかる同意を得られた方は約13,000人である。同意された方については、同意するか毎年確認し、同意されていない方については2年後に再度確認している。

Q. 防災計画等について、避難勧告等のタイミングや避難所運営など、どのような経緯で改訂、修正してきたか。

A. 広島市地域防災計画、広島市水防計画に記載している避難勧告、避難指示の基準、避難所運営などの修正は、法律の改正や国のガイドラインの見直しに基づいて行うとともに、災害対応の反省などをもとに行っている。直近では、平成27年度に内閣府の避難勧告等の判断、伝達マニュアルの作成ガイドラインの見直しに基づいて、洪水や津波における避難勧告の発令基準を修正した。平成28年度には土砂災害における避難勧告等の発令基準の修正と平成26年8.20豪雨災害の対応を踏まえ業務分担を修正、平成29年度は水防法、土砂災害防止法の改正に基づき要配慮者利用施設の所有者または管理者による避難計画の作成および市長への報告、訓練の実施等を新たに記載した。

Q. 土砂災害ハザードマップについて、広島の過去の災害を教訓に県が危険個所を指定したと思うが、現場の地形・地質等の現状を鑑みた市の意見や意向は反映されるのか。

A. 都道府県知事の区域指定に当たっては、最新の開発動向等の地域情報について県からの照会が市町村にある。造成中だと地形が変わって指定を保留することもあるが、県が情報収集や現地測量を実施して区域指定を行っているので、市から特別に意見・意向を伝えることはない。

Q. 土砂災害ハザードマップが役立った事案はあるか。あればどのように役立ったか。

A. 土砂災害ハザードマップは下水道局河川防災課で作成しているが、市民から特に役立ったとの意見は聞いたことはない。しかし、ハザードマップを避難情報の参考にしたり、地域で防災マップを作成したりする場合は利用されている。

Q. 平成26年8.20豪雨災害後に行政は防災対策、避難体制を整えていたが、平成30年7月豪雨災害でも被害があった。避難行動に移すにはどうすればよいと考えるか。

A. 平成26年8.20豪雨災害後は避難勧告を早めに発令している。避難情報が多すぎるとの声もあるが空振りになっても発令するようにしている。しかし、住民自身が避難行動をとるかどうかの問題である。地域にはどんな被害が考えられるか、自宅は安全なのか、避難経路は安全なのか等を考えてもらい必要な行動を起こす「自助」の考えが重要である。



(写真左)被害の大きかった安佐南区八木3丁目の犠牲者慰霊碑の前で広島市復興まちづくり担当から説明を受ける委員
(写真右)土砂災害の現場では大規模な砂防堰堤および雨水排水施設等の整備工事が行われていた

(広島県呉市〔天応地区現地視察〕)

1 平成30年7月豪雨災害の概要

平成30年7月5日から本州付近に停滞する梅雨前線の活動が活発となり、九州から東北にかけて広い範囲で断続的に非常に激しい雨が降り、各地で記録的な豪雨となった。呉市の天応地区では大規模な土石流が発生し、呉市での死亡者のほぼ半数を占める12名の方が亡くなり、避難所であるはずだった天応市民センターや天応中学校などの公共施設も大きな被害を受けた。

2 天応地区の被害等について

天応市民センター長から当時の被害状況について説明を受けた。天応地区は海に面しており、面積は狭いが広島市と同様に扇状地である。扇状地の底辺部分（海沿い）に並行してJR呉線が走っているが、線路が盛土の上であり、盛土部分が堤防の役目となってしまった。その盛土部分は土石流をせきとめ、住宅街に多くの水分を含んだ土砂が堆積することとなり被害が拡大した。避難所である天応市民センターの1階部分は土砂で埋まり、天応中学校には大きな岩が落ちてくるなどでほとんど避難所としては機能せず、海沿いにある天応小学校まで避難してもらうことになった。また、被災当初から多くのボランティアが来てくれたが、被害の大きさから現地は混乱しており、マッチングができずなかなか活動ができな

い状況があったとのことであった。



(写真左)土石流をせき止めてしまった線路の盛土…唯一の水が抜けるトンネルはがれきでふさがってしまった
(写真右)呉市天応地区の土石流被害を受けた住宅の内部…ドアと左奥の部屋に水位がわかる跡が残っている

【視察を終えて】

まず初めに、度重なる豪雨災害に見舞われ亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方にお見舞い申し上げます。また、今なお避難されている皆さま、復旧作業に従事されている皆さまの安全と被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

広島市は、土石流やがけ崩れの発生しやすい地形的・地質的特性と相まって、豪雨による土砂災害が過去に何度も起こり、大きな被害を受けてきた。その都度、防災計画等の対策を見直ししてきたにもかかわらず、平成30年7月にも再度被害が出てしまった。過去の教訓を生かすことは大切だが、それ以上の災害が起こると考え対策していかないといけない時代になってきている。また、避難情報の提供についても区分を増やすなど、発信方法を工夫しているものの、それを受けた住民が避難をしてもらえなければ意味がないので、住民の意識を変えていく必要性も感じた。

また、呉市での土石流被害については地元の住民でも想定できなかった災害であった。前述したJR呉線の盛土は、津波に対しては効果的な防波堤として機能するかもしれないが、上流からの土石流を堰き止め住宅街を土砂で埋め尽くすことになるとは誰も考えなかったであろう。避難所についても少しでも安全と思われる場所に設置するとともに、避難所が被災した場合の対応も考えておくべきである。

今回の視察では、実際に被災した自治体でないといわれない課題を確認することができた。今後、青梅市でも災害は必ず起きると考え対策を講じていかなければならないと感じた。

(環境建設委員長 榎澤 誠)

議 長 会 の 動 き

東京都市議会議長会

11月6日（火） 事務局長連絡会議

* 案件（了承）

- 1 各市提出議案について
- 2 平成30年度東京都市議会議員研修会について
- 3 東京都市議会議長会理事会及び11月定例総会の運営について
- 4 その他

* 連絡事項（了承）

都県提出議案の提出について

* その他

11月20日（火） 定例総会

* 報告事項（了承）

会務報告 以下9件

* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 平成31年度東京都市議会議長会事業計画（案）について
 - (1) 会議 定例総会（年4回）、臨時総会（会長が必要と認めたとき）、理事会（年6回予定）、監事会（年1回予定）、事務局長連絡会議（年6回）
 - (2) 事業 議員研修会、職員研修会、各種研究会、基金積立、慶弔
- 2 平成31年度東京都市議会議長会歳入歳出予算（案）について
歳入、歳出ともに1360万1000円
- 3 平成31年度東京都市議会議長会関係役員（案）について
会 長 小金井市議会議長
副会長 小平市議会議長、武蔵村山市議会議長
理 事 三鷹市議会議長、調布市議会議長、東村山市議会議長、
福生市議会議長、東久留米市議会議長、羽村市議会議長、
西東京市議会議長
監 事 町田市議会議長、あきる野市議会議長
- 4 平成30年度東京都市議会議員研修会について
日 時 平成31年2月8日（金）午後2時から

場 所 府中の森芸術劇場
対象者 東京都26市の市議会議員及び事務局職員
演 題 「東京の自治と市議会の役割」
講 師 地域活性化センター「全国地域リーダー養成塾」塾長
全国町村会「道州制と町村に関する研究会」座長
「NPO地域ケア政策ネットワーク」代表理事
東京大学名誉教授 大森 彌 氏

1月9日（水） 事務局職員一般研修会

* 講演 「議会事務局で過ごす5年間」

講師 元八王子市議会事務局長 西村 高志 氏

1月18日（金） 事務局長連絡会議

* 案件（了承）

1 各市提出議案について

2 関東市議会議長会第85回定期総会で審議する都県提出議案について

3 平成30年度東京都市議会議員研修会について

4 東京都市議会議長会理事会及び2月定例総会の運営について

* その他

1月24日（木） 議会報研究会

* 演題 「議会広報誌のレイアウト基本」

講師 公益社団法人日本広報協会広報アドバイザー 長岡 光弘 氏

1月25日（金） 議会運営研究会

* 研究課題に対する講評

* 講演 「議会運営の事例等について」

講師 元全国都道府県議会議長会議事調査部長 野村 稔 氏

* 質問

関東市議会議長会

11月1日（木） 事務局職員研修会

* 講演 「危機管理と議会」

講師 明治大学名誉教授

自治大学校特任教授

日本自治体危機管理学会名誉会長 中邨 章 氏

* 講演 「逆境で輝く自己実現の道～スポーツの世界から学ぶセルフマネジメント～」

講師 株式会社attainment代表取締役

陸上競技女子ハンマー投アテネオリンピック代表 室伏 由佳 氏

全国市議会議長会

1月23日（水）～24日（木） 全国市議会事務局職員研修会

* 「地域行政をめぐる最近の動向について」

総務省自治行政局行政課長 森 源二 氏

* 「職員OBの知見で議員活動を支援」

元掛川市議会事務局調整官 廣畑 雅己 氏

* 「議会運営について～委員会の制度と運営～」

全国市議会議長会調査広報部副部長 篠田 光洋 氏

* 「会議録音声識別システムの活用について」

南さつま市議会事務局庶務調査係長 相星 幸滋 氏

* 「会議録作成上の留意点～一筋縄ではいかない発言の文章化～」

日本速記協会理事 山崎 恵喜 氏

各種協議会等の動き

関東地区競艇主催地議会協議会

11月14日（水） 事務局長会議

* 報告事項（了承）

- 1 会務報告について
- 2 その他

* 協議事項（了承）

- 1 役員会及び研修視察について
- 2 平成31年度関東地区競艇主催地議会協議会役員について
- 3 平成30年度の運営及び行事予定について
- 4 その他

* その他

1月28日（月）～29日（火） 役員会・研修視察

○役員会

* 報告事項（了承）

会務報告について

* 協議事項（了承）

平成31年度関東地区競艇主催地議会協議会役員（案）について

* その他

- 1 平成30年度の運営及び行事予定（案）について
- 2 その他

○研修視察

* 視察先

ボートレース下関・ボートレース芦屋

全国競艇主催地議会協議会

11月15日（木） 正副会長会議・役員会・臨時総会

○正副会長会議

* 報告事項（了承）

出席状況について

* 議事（了承）

- 1 平成30年度事務事業について
- 2 競艇事業の現状について
- 3 平成31年度全国競艇主催地議会協議会分担金について
- 4 第150回役員会・第132回臨時総会について
- 5 その他

○役員会・臨時総会

* 会員異動報告（了承）

* 議事

- 1 平成30年度事務事業について（了承）
- 2 競艇事業の現況について（了承）
- 3 平成29年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について（原案どおり認定）

歳入	予算額	1899万2000円	決算額	1899万1704円
歳出	予算額	1899万2000円	決算額	1699万8156円
差引残額		199万3548円		
- 4 平成30年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）について（原案どおり決定）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1959万3000円とする。
- 5 平成31年度全国競艇主催地議会協議会分担金について（原案どおり決定）

平成29年度売上額の6万分の1（青梅市議会は、34万8200円）

* その他

1月10日（木）～11日（金） 正副会長会議・現地視察

○正副会長会議

* 報告事項（了承）

出席状況について

* 会議（了承）

- 1 平成31年度重要施策事項（案）について
- 2 競艇事業の現状について
- 3 平成31年度全国競艇主催地議会協議会調査研究費補助金等（案）について
- 4 平成30年度下半期の予定について

5 その他

○現地視察

- * 視察先 ポートレース大村

三多摩上下水及び道路建設促進協議会

11月12日（月） 第3委員会

- * 会務報告（了承）
- * 講演

「多摩地域における都市計画道路の整備について」

東京都建設局道路建設部計画課事業化調整専門課長 徳差 宣 氏

- * その他

1月21日（月） 第3委員会

- * 会務報告（了承）
- * 協議事項（原案どおり決定）
 - 1 平成30年度第3委員会報告書（案）について
 - 2 平成31年度第3委員会運動方針（案）について
 - 3 平成31年度第3委員会役員（正副委員長）の選出について
 - 4 その他

1月28日（月） 第2委員会

- * 会務報告（了承）
- * 協議事項（原案どおり決定）
 - 1 平成30年度第2委員会報告書（案）について
 - 2 平成31年度第2委員会運動方針（案）について
 - 3 平成31年度第2委員会役員（正副委員長）の選出について
 - 4 その他

1月30日（水） 第1委員会

- * 現況報告
- * 会務報告（了承）
- * 議題（原案どおり決定）

- 1 平成30年度第1委員会報告書（案）について
- 2 平成31年度第1委員会運動方針（案）について
- 3 平成31年度第1委員会役員（正副委員長）の選出について
- 4 その他

東京都三多摩地区消防運営協議会

12月20日（木） 知事要望

- * 多摩地域の消防力及び救急体制の充実強化について（要望）
 - 1 「首都直下型地震等による被害想定」を踏まえた救助活動体制の充実強化
 - 2 都市型水害及び土砂災害等に対応する消防活動体制の充実強化
 - 3 救急活動体制の充実強化（救急車の増強配備）
 - 4 多摩地域における消防署・出張所の増設
 - 5 新型インフルエンザ等の感染症に対する救急活動の体制整備

1月22日（火） 役員会・第二部会

○役員会

- * 議事（了承）
 - 1 平成31年度消防委託事務について
 - 2 役員改選について
 - 3 平成31年度通常総会日程等について

* その他

○第二部会

- * 議題（了承）
 - 1 平成31年度消防委託事務について
 - 2 役員改選について
 - 3 平成31年度通常総会日程等について

* その他

青梅市議会新着図書目録

分類番号	書名	著者(編者)	発行所	発行年	判型
210	生命ここに証す 東友会60年のあゆみ	一般社団法人東友会	一般社団法人東友会	30	A5
288	皇室 OurImperialFamily(第80号) 平成30年秋号	日本文化興隆財団	扶桑社	30	A4 変形
318	こうとう区議会だより 縮刷版(201号～ 300号)	区議会広報委員会	区議会広報委員会	30	A4
318	新版 逐条地方公務員法	橋本勇	学陽書房	28	A5
318	66の改革項目と事例でつかむ議会改革 実践マニュアル	早稲田大学 マニフェスト研究所 議会改革調査部会	第一法規	30	A5
349	平成30年度 固定資産概要調書	市民部資産税課	青梅市	30	A4
369	青梅市地域防災計画(平成30年度修正)	青梅市防災会議	—	30	A4
369	子どもにやさしいまちづくり[第2集]	喜多明人ほか	日本評論社	25	A5
373	教育機会確保法の誕生 子どもが安心 して学び育つ	フリースクール 全国ネットワーク・ 多様な学び保証法を 実現する会	東京シュレー出版	29	B6
498	東京都西多摩保健医療圏地域保健医療 推進プラン 平成30年度～平成35年度	西多摩地域 保健医療協議会	西多摩保健所	30	A4
518	平成29年度 青梅市清掃事業概要	青梅市環境部 清掃リサイクル課	青梅市環境部 清掃リサイクル課	30	A4

要綱・要領等の制定、改廃の状況

＜平成30年11月～平成31年2月1日現在＞

件名	区分	所管
青梅市庁舎内食堂事業者選定委員会設置要綱	制定	総務契約課
青梅市職員の勤勉手当の成績率の運用に関する要綱	改正	職員課
青梅市防犯カメラ維持管理事業補助金交付要綱	制定	市民安全課
平成30年度青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱	制定	防災課
青梅市国民健康保険運営協議会委員の公募および選考要綱	改正	保険年金課
災害被害者に対する市税の減免措置要領	改正	市民税課
介在山林の認定基準	改正	資産税課
青梅市風しん等予防接種実施要綱	改正	健康課
青梅市保育施設におけるICT化推進事業補助金交付要綱	制定	子育て推進課
青梅市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱	改正	〃
青梅市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱	改正	子ども家庭支援課
青梅市母子家庭および父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱	改正	〃
青梅市母子家庭および父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱	改正	〃
青梅市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱	改正	〃
青梅市援農ボランティア事業実施要綱	制定	農林水産課
青梅市農作物被害防止用簡易電気柵貸出要綱	制定	〃
青梅市市民農園運営要綱	改正	〃

制定された要綱・要領

青梅市庁舎内食堂事業者選定委員会設置要綱

1 設置

青梅市庁舎7階において職員食堂を経営する事業者（以下「食堂事業者」という。）の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市庁舎内食堂事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、プロポーザル方式による食堂事業者の選定に関する事項を所掌する。

3 組織

委員会は、委員11人をもって組織し、それぞれ次の職にあるものをもってこれに充てる。

(1) 委員長

職員課長

(2) 委員

次のアからオまでに区分される部署の所属職員のうちから推薦された各区分当たり2人の職員

ア 総務部、企画部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会および監査事務局

イ 都市整備部および環境部

ウ 市民安全部および市民部

エ 健康福祉部および子ども家庭部

オ 経済スポーツ部および教育部

4 委員長の職務および代理

(1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(2) 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代行する。

5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 報告

委員長は、委員会の会議で協議した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、総務契約課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

9 実施期日等

この要綱は、平成31年1月8日から実施し、第6項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

青梅市防犯カメラ維持管理事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、自治会等が当該地域に設置した防犯カメラの維持管理を行うに当たり、予算の範囲内において当該防犯カメラの維持にかかる費用の一部を補助することにより、防犯対策の向上を継続的に図り、もって安全で安心なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

2 補助の対象

補助の対象は、平成25年度から平成29年度までの青梅市防犯カメラの整備等に対する補助金交付要綱における見守り活動支援事業および防犯設備整備事業により設置した一方向カメラまたは二方向カメラ（録画装置等を含む。以下「防犯カメラ」という。）の設置者である自治会その他の地域団体または商店会（以下「自治会等」という。）とする。

3 補助金の交付対象

補助金の交付対象は、防犯カメラの維持管理（電気使用料および供架料）にかかる1年間の経費とする。

4 補助金の額

補助金の額は、防犯カメラ1か所当たり、前項で定めた経費の当該年度の4月分から翌年3月分の請求額に対し、6,000円を限度として予算の範囲内で交付するものとする。

5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする自治会等（以下「交付申請者」という。）は、青梅市防犯カメラ維持管理事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

6 交付の決定

市長は、申請書の提出を受けた場合は、速やかに申請の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付の決定し、青梅市防犯カメラ維持管理事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により交付申請者に通知するものとする。

7 補助金の使途条件

- (1) 補助金を受けた自治会等（以下「補助事業者」という。）は、第3項に規定する対象経費以外に補助金を流用してはならない。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき、または中止し、もしくは廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

8 実績報告

補助事業者は、補助金の使途について補助金の交付決定にかかる会計年度の翌年度の4月15日までに青梅市防犯カメラ維持管理事業実績報告書（様式第3号）に必要書類を添えて市長に報告しなければならない。

9 補助金の額の確定

市長は、前項の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市防犯カメラ維持管理事業補助金交付額確定通知書（様式第4号）により補助事業者に対し、通知しなければならない。

10 補助金の支払等

- (1) 補助金は、前項の規定によりその額の確定を受けた後において交付するものとする。
- (2) 前号の規定により補助金の請求する補助事業者は、青梅市防犯カメラ維持管理事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- (3) 市長は、前号の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

11 交付決定の取消し

- (1) 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
 - エ 防犯カメラが、正当な理由なく機能を停止した状態にあるとき。

(2) 市長は、前号の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、青梅市防犯カメラ維持管理事業補助金交付決定取消書（様式第6号）により、補助事業者へ通知するものとする。

12 補助金の返還

市長は、前項に規定する交付の決定を取り消した場合において、すでに交付してある補助金の返還を命ずることができる。

13 補助金の経理等

補助事業者は、補助対象事業にかかる経費について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

14 検査

市長は、事業の運営および経理等の状況について必要がある場合は、検査し、または事業について報告を求めることができる。

15 違約加算金および延滞金の納付

(1) 第11項の規定により補助金の交付決定の全部または一部の取消しを行い、第12項の規定により補助金の返還を命じたときは、市長は、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を納付した場合のその後の期間においては既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を補助事業者へ納付させなければならない。

(2) 補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、市長は、納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を補助事業者へ納付させなければならない。

(3) 前2号に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

16 申請の撤回

第6項の規定により決定した決定通知書の内容に異議があるときは、決定通知書受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

17 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

18 実施期日等

(1) この要綱は、平成30年12月25日から実施し、同年4月1日から適用する
ただし、平成33年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要
綱の失効後に必要となる実績報告、補助金返還等の手続に関しては、なお従前の
例による。

(様式省略)

平成30年度青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止し、安全
で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、道路に面したブロック塀等の撤去
を行おうとする所有者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必
要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに
よる。

(1) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガ、石その他組積造の塀および門
柱ならびに組立式コンクリート塀をいう。

(2) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をい
う。

3 補助対象者

補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) ブロック塀等を所有または管理し、当該ブロック塀等を撤去する者

(2) 青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2号に規定する暴
力団員または同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者

(3) 市税等に滞納がない者

4 補助対象ブロック塀等

補助の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、
本市の区域内で一般の通行の用に供している道路に面し、前面道路の地盤面からブ
ロック塀等の頂部までの高さが1メートルを超え、かつ、当該ブロック塀等の構造
部の高さが60センチメートルを超えるもの

5 補助対象工事

補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、前項の補助対象ブロック塀等にかかる工事であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) ブロック塀等の全部または一部を撤去するもの。この場合において、当該ブロック塀等の一部を撤去する場合は、ブロック塀等の構造部の高さを60センチメートル以下にする工事であること。
- (2) 敷地や敷地内の建物等の売却を目的としたブロック塀等の撤去工事ではないこと。
- (3) 同一敷地内において、この要綱による補助金その他同種の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) ブロック塀等を撤去後に、撤去箇所の十分な安全確保を図ること。
- (5) 第8項に定める交付決定後に着手するもの。
- (6) 平成31年3月31日までに完了する工事であること。

6 補助金の交付額

補助金の交付額は、次に掲げるもののうちいずれか少ない額とする。

この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 工事に要した費用の10分の9の額
- (2) 撤去するブロック塀等の長さ（0.1メートル未満の端数を切り捨てたものとする。）に1メートル当たり6,000円を乗じて得た額
- (3) 18万円

7 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者は、青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して青梅市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

8 補助金の決定

市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の決定をし、青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金交付しないことを決定したときは、青梅市ブロック塀等撤去費補助金不交付決定通知（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

9 補助内容の変更・中止等

- (1) 前項の規定により補助の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、その内容を変更しようとするときは、青梅市ブロック塀等撤去費補助金変更等承認申請書（様式第4号）により、市長の承認を受けなければならない。ただし、

補助金の目的および交付額に変更を要しない軽微な内容の変更の場合は、この限りでない。

(2) 市長は、前号に規定する変更または中止の申請があったときは、内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、青梅市ブロック塀等撤去費補助金変更等承認（不承認）通知書（様式第5号）により、補助決定者に通知するものとする。

10 完了報告

補助決定者は、補助対象工事が完了した日から起算して30日を経過する日までに、青梅市ブロック塀等撤去工事完了実績報告書（様式第6号）に必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

11 補助金の額の確定

市長は、前項の工事完了実績報告書の内容を精査し、必要に応じて調査等を行い、撤去工事が適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、補助決定者に通知するものとする。

12 補助金の交付請求

補助決定者は、前項の規定による通知を受けたときは、青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

13 補助金の交付

市長は前項の青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付請求書の提出があった場合は、その内容を精査し、適当と認めたときは、補助決定者に補助金を交付するものとする。

14 交付決定の取消し等

(1) 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に違反したとき。

(2) 市長は、前号に定める補助金の全部または一部を取り消したときは、青梅市ブロック塀等撤去費補助金決定取消（変更）通知書（様式第9号）により補助決定者に通知するとともに、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、青梅市ブロック塀等撤去費補助金返還命令書（様式第10号）により返還を命ずるものとする。

15 報告および検査等

市長は、この要綱による補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助決

定者に対し、報告を求め、または検査し、もしくは調査することができる。

16 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

17 実施期日

- (1) この要綱は、平成31年1月1日から実施し、同年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金返還等の手続に関しては、なお従前の例による。
- (3) 平成30年6月18日からこの要綱の実施期日の前日までの間に着手したブロック塀等の撤去工事（以下「実施期日前対象工事」という。）については、第3項から第5項までの要件（同項第5号を除く。）を満たすことが確認できる場合に限り、同項第5号の規定にかかわらず、補助対象工事とすることができる。
- (4) 実施期日前対象工事については、第10項に規定する青梅市ブロック塀等撤去工事完了実績報告書の提出期限にかかわらず、当該実績報告書を市長が定める日までに提出することができる。

（様式省略）

青梅市保育施設におけるICT化推進事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、保育施設におけるICT化を推進するための事業に対し、予算の範囲内で補助することにより、保育士の業務負担の軽減を図り、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

2 補助対象施設

この要綱による補助金の対象施設は、国、地方公共団体以外の者が青梅市（以下「市」という。）の区域内において設置または実施する次のいずれかに掲げる施設または事業とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第31条第1項の規定により青梅市長（以下「市長」という。）の確認を受け、適正な運営が確保されている就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こ

も園で同法第3条第3項の認定を受けた施設

(2) 法第43条第1項の規定により市長の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

イ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

3 補助対象事業

補助金の対象事業は、保育施設における保育士の業務負担軽減に資する保育業務支援システムで次の要件を満たすものを新たに導入する事業とする。

(1) 次に掲げる全ての機能を搭載したものであること。

ア 園児台帳（氏名、住所等の基本情報、家族の連絡先、メールアドレス、身体測定、出生時記録、成長記録、既往症、かかりつけの医師、生活記録、健診と予防などにかかる事項等の情報管理が可能となっているもの）の作成および管理機能

イ 園児台帳と連動した指導計画の作成および管理機能

ウ 園児台帳や指導計画と連動した保育日誌の作成および管理機能

エ 園児台帳と連動した園児の登園および降園の管理機能

オ 保護者との連絡に関する機能

(2) 前号に記載する機能は、単に業務の簡略化を図るだけのものではなく、保育士や保護者にとって、必要な情報等が具体的に把握できる仕組みとなっているなど、保育の質の向上にも配慮されているものであること。

(3) 園児等の個人情報の管理について、セキュリティ対策が実施されているものであること。

4 補助対象経費

補助金の対象経費は、前項に規定する補助対象事業を実施するために支出する経費で、別表の1に定めるものとする。

5 補助金の交付額

補助金の交付額は、別表の2に定める補助基準額と前項に規定する補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、1,000円未満は、切り捨てるものとする。

6 交付申請

補助金を活用した事業を実施しようとする保育施設の設置者（第2項第2号に掲げる事業については、当該事業を実施しようとする事業者。）（以下「事業者」という。）は、青梅市保育施設におけるICT化推進事業補助金交付申請書（様式第1

号) に次に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 保育業務支援システム導入計画書
- (2) 見積書および内訳明細書
- (3) 搭載されている機能等を詳細に確認できる資料

7 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、青梅市保育施設における ICT 化推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により、当該申請者に通知するものとする。

8 事情変更による決定の取消し等

市長は、前項の規定による交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部または一部を取り消し、または交付決定内容もしくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

9 申請内容の変更等

- (1) 第 7 項の規定による交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、申請内容の変更（軽微なものを除く。）および中止または廃止するときは、青梅市保育施設における ICT 化推進事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第 3 号）によりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 市長は、前号の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、適当と認める場合には、青梅市保育施設における ICT 化推進事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認書（様式第 4 号）により通知するものとする。

10 事故報告等

補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合または補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由および遂行の見通し等を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

11 状況報告

市長は、補助対象事業の円滑適正な執行を図るため、補助事業者に対しその遂行の状況に関し報告を求めることができるものとする。

12 遂行命令

- (1) 市長は、前 2 項の規定による報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項による調査等により、補助対象事業が補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。
- (2) 市長は、補助事業者が前号の規定による命令に違反したときは、当該補助事業

者に対し、補助事業の一部停止を命ずることができる。

13 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、青梅市保育施設におけるICT化推進事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 保育業務支援システム導入実績内訳書
- (2) 対象経費の領収書
- (3) 仕様等が確認できる資料
- (4) 納品書

14 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときには、必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市保育施設におけるICT化推進事業補助金額確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

15 是正のための措置

- (1) 市長は、前項の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。
- (2) 第13項の規定は、前号の規定による命令により必要な措置をした場合においても、これを準用する。

16 補助金の支払等

- (1) 第14項の規定による確定通知書を受領した補助事業者は、速やかに青梅市保育施設におけるICT化推進事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

17 消費税仕入控除税額の取扱い

- (1) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式8号）により市長に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、

本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容にもとづき報告を行うこととする。

- (2) 市長は、前号の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、必要があると認める場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させるものとする。

18 決定の取消し

- (1) 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

- (2) 前号の規定は、第14項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

19 補助金の返還

- (1) 市長は、第8項または前項の規定により、補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助事業者が補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (2) 前号の規定は、第14項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときに、すでにその額を超える補助金が交付されている場合において、その超えた額についても適用する。

20 書類の整備保管

補助事業者は、補助事業にかかる収支および支出を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、または補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

21 財産処分の制限

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具およびその他の財産については、処分制限期間を経過する

までは、市長の承認を受けないで、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。

- (2) 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときに、必要があると認める場合は、その収入の全部または一部を市に納付させるものとする。

22 財産の管理

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

23 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

24 実施期日等

- (1) この要綱は、平成30年11月13日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、平成31年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる補助金の交付等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第4項・第5項関係）

1 補助対象経費	保育業務支援システム導入のために必要なシステム導入費、リース料、工事費、備品購入費等およびその消費税
2 補助基準額	1施設当たり 1,000千円

(様式省略)

青梅市援農ボランティア事業実施要綱

1 目的

この要綱は、援農ボランティアとして活動することで得られる農業体験、農家との交流等を通じて農業への理解を深めるとともに、援農ボランティアを希望する農家に援農ボランティアを紹介することにより、農業経営が円滑に継続できる環境を創出することを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 援農ボランティア 社会貢献活動として受入農家の農作業を無償で支援する者で、この要綱で定めるところの登録を受けた者をいう。
- (2) 受入農家 青梅市内で農業を営み、援農ボランティアを受け入れる農家で、この要綱で定めるところの登録を受けた者をいう。

3 事業内容

この事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 援農ボランティアの登録に関すること。
- (2) 受入農家の登録に関すること。
- (3) 援農ボランティアの紹介に関すること。
- (4) その他本事業の推進に関すること。

4 登録

(1) 援農ボランティアの登録

ア 援農ボランティアとして登録することができる者は、18歳以上で、農業に関し理解と情熱を有するものとする。

イ 援農ボランティアの登録は、青梅市援農ボランティア登録申込書（様式第1号）を青梅市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

ウ 市長は、前記イの規定による申込みがあった場合は、援農ボランティアとして登録するとともに、青梅市援農ボランティア登録通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

(2) 受入農家の登録

ア 援農ボランティアの受入れを希望する農家は、青梅市援農ボランティア受入農家登録申込書（様式第3号）を市長に申し込むものとする。

イ 市長は、前記アの規定による申込みがあった場合は、援農ボランティア受入農家として登録するとともに、青梅市援農ボランティア受入農家登録通知書（様式第4号）により、申込者に通知するものとする。

5 援農ボランティアの紹介

市長は、登録内容にもとづき、それぞれ適当と認めるものを選定し、受入農家に援農ボランティアを紹介するものとする。

6 援農ボランティアの活動内容

- (1) 援農ボランティアの行う農作業の内容等は、援農ボランティアと受入農家との協議により決定するものとする。
- (2) 援農ボランティアによる農作業の援助に必要な農機具等は、原則として受入農

家が用意するものとする。

7 登録の取消し

- (1) 援農ボランティアおよび受入農家が登録を辞退しようとするときは、青梅市援農ボランティア・受入農家辞退届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。
- (2) 市長は、前号の規定による届出があったときは、当該届出者の登録を抹消するものとする。
- (3) その他、前2号の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、登録を抹消することができるものとする。

8 活動報告

- (1) 第5項の規定により援農ボランティアの紹介を受けた受入農家は、援農ボランティアの活動終了後に、市長に活動報告をすることとする。
- (2) 市長は、援農ボランティアに対し必要に応じて活動報告を求めることができる。

9 保険の加入

援農ボランティアにかかる保険は、青梅市で加入する。

10 事故等の報告

援農ボランティアおよび受入農家は、援農ボランティア事業において、事故等の不測の事態が生じた場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

11 研修等の実施

市長は、援農ボランティアの資質および技能の向上のために、研修を実施するよう努めることとする。

12 関係機関との連携

市長は、援農ボランティア事業の推進のために、青梅市と西東京農業協同組合との農業振興にかかる包括的連携に関する協定書（平成29年11月20日締結）にもとづき、西東京農業協同組合と連携して事業を実施することとする。

13 その他

この要綱に定めるもののほか援農ボランティア事業の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

14 実施期日

この要綱は、平成30年10月30日から施行する。

（様式省略）

青梅市農作物被害防止用簡易電気柵貸出要綱

1 目的

この要綱は、青梅市が所有する農作物被害防止用簡易電気柵（以下「簡易電気柵」という。）の貸出しについて必要な事項を定めることにより、イノシシ、シカ等の野生鳥獣（以下「イノシシ等」という。）による農作物の被害を防止すること目的とする。

2 貸出対象者

簡易電気柵の貸出対象者は、青梅市内に住所を有し、原則10アール以上の農地を耕作する農業者とする。

3 貸出期間

簡易電気柵の貸出期間は、貸出日0から起算して、1年間を限度とする。ただし、青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認めるときは、期限を定めて貸出期間を延長することができる。

4 貸出経費の負担

簡易電気柵は、無償で貸与する。ただし、電気柵の管理にかかる費用は、当該簡易電気柵を利用する者（以下「利用者」という。）が負担するものとする。

5 貸出数量

貸し出す簡易電気柵は、1回につき1セットとする。

6 貸出し等の手続

- (1) 簡易電気柵の貸出しを希望する者は、農作物被害防止用簡易電気柵貸出希望申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号の規定による申請があったときは、当該申請書にもとづき簡易電気柵設置の必要性や効果等を検討し、適切と認めるときは、農作物被害防止用電気柵貸出承認書（様式第2号）を交付し、利用者に簡易電気柵を貸し出すものとする。
- (3) 利用者は、貸出期間が満了したとき、または簡易電気柵の設置が不要となったときは、速やかに貸出しを受けた機材を返却するものとする。

7 簡易電気柵の設置、管理等

- (1) 簡易電気柵の設置は、利用者が行うものとする。ただし、必要に応じ、市長は、設置方法の助言や指導を行うことができるものとする。
- (2) 漏電防止のための草刈りや乾電池の交換などの簡易電気柵の管理については、利用者が市長の指導に従って行うものとする。
- (3) 市長は、設置した電気柵の状況、効果等を利用者に照会することができるものとする。

とする。

8 目的外利用の禁止等

- (1) 利用者は、第3項に規定している貸出要件に該当するもの以外に簡易電気柵を使用してはならない。
- (2) 利用者は、簡易電気柵にかかる権利を第三者に譲渡し、または転貸してはならない。

9 利用者の責任

- (1) 利用者は、簡易電気柵の設置および管理の際には、事故が生じないよう安全に十分配慮するものとする。
- (2) 利用者は、簡易電気柵に今後の使用が困難となる重大な損傷等を与えた場合は、速やかに市長に報告するものとする。この場合において、当該損傷等にかかる修繕等の費用の負担、貸出しの継続の可否などについては、市長と利用者との協議により決定するものとする。

10 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

11 実施期日

この要綱は、平成31年1月22日から施行する。

(様式省略)

